

1 組織の使命（どのような役割を担うのか）

『自然と新しい産業が共生する、サステナブル(持続可能)なまち』を目標に掲げ、“誰もが住みたい・住み続けたい”と実感するまちづくりに取り組む。

- 区民を身近に感じ、区民が求める必要なサービス、情報を、DXの活用等をしながら、正確かつ速やかに、そして、分かりやすく、便利に提供していき、これからも安らぎを享受できるまちづくり
- 区民はもとより、区外、市外から多くの人に関心を持ち、頻繁に訪れて、多くの人でにぎわう若松区を目指して、地域の自慢の歴史と豊かな自然、食を活用したまちづくり

2 基本情報

(1)令和7年度局全体当初予算額

記載不要

(2)組織(課名)(R7.4.1付)

総務企画課、コミュニティ支援課、市民課、国保年金課、まちづくり整備課、保健福祉課、保護課、島郷出張所

(3)所管の政策連携団体

なし

(4)所管の主な公共施設(運営方法:直営、指定管理、その他)

直営	・ 若松区役所 ・ 島郷出張所
その他	・ 市民センター(11所) *業務委託

3 令和6年度局区X方針の振り返り

○全体の振り返り(総評)

若松区は、市民サービス、まちづくりの2つのテーマで取り組んだ。市民サービスでは、市民が、区役所に行かずに、身近な場所でのサービスの利用が促進されるとともに、利用者(市民)目線に立ち、市民にわかりやすい区役所づくりの取組を始めた。また、まちづくりでは、今後の区のにぎわいづくりのキーになる「若松北海岸」の観光地化に向け、担い手となる地元事業者の活動を促進する仕組みづくりに着手した。

○変革が実現した課題・取組内容・市民にもたらされた効果

・コンビニエンスストアでの証明書発行の促進では、身近なコンビニの利用を積極的に呼びかけた結果、利用者が増えており、市民の利便性の向上につながっている。
・若松北海岸の観光地化では、地元事業者の連携イベントを支援し、期間中、多くの市民が、豊かな自然、食を満喫し、好評を得た。

○取組・進捗が十分でなかった項目・内容(理由)・令和7年度に向けた考え

・市民にわかりやすい区役所づくりでは、庁舎内にポスター等の掲示物が氾濫していたため、掲示数を削減し、案内表示の視認性を高めたが、未だ、表示に気づかずに、目的の窓口に行き着くまで時間がかかっている市民を見かけるため、再度、市民目線から点検を行い、改善に取り組む。

若松区 X方針 課題一覧

課題領域 A

政策分野	課題名	課題に対する取り組み
市民サービス	(1)市民にとってわかりやすい区役所づくり	・区役所庁舎内の案内表示の点検・改善。
市民サービス	(2)市民も職員も一目でわかる保育所の申し込みなど申請書類の名称	・(電子申請化時の)市民がわかりやすい電子申請用フォームの提案。
市民サービス	(3)障害者手帳、障害福祉サービス等の手続きの郵送申請の促進	・障害者手帳の手続きの郵送申請の促進。
市民サービス	(4)窓口サービスの持続可能な提供体制の維持	・良好な窓口サービスを継続するため、区役所職員の年齢編成を適切なものへ順次進める。

課題領域 B

政策分野	課題名	課題に対する取り組み
まちづくり	(1)持続可能な「地域ケア研究会」の取組	・地域を支える関係者のネットワークの強化などに向け、関係者のニーズを把握し、効果的な開催方法等を検討。

課題領域 C

政策分野	課題名	課題に対する取り組み
まちづくり	(1)若松北海岸の観光地化	・観光地化に必要な施設整備等の検討。 ・地元事業者によるにぎわいづくりの促進。
まちづくり	(2)市民センターの運営の在り方の検討・見直し	・地域の関係団体との会議等を通じて、課題の洗い出し、好事例等の共有を行う。また、多世代が交流する講座を検討、実施。

【凡例】

○課題領域

- A ・行政サービス現場改善にかかる課題
- B ・課題の掘り起こしが済み、変革の実行段階にあるもの
・課題の掘り起こしを更に進め、実行段階へ繋げていくもの
- C ・将来を見据えて、今から着手しなければならない課題

課題A (1) 市民にとってわかりやすい区役所づくり【政策分野：市民サービス】

①インパクト(政策課題)と緊急度のマトリクス【インパクト:高】【緊急度:低】

②課題の内容

日々、多くの市民が、手続きのため区役所を訪れるが、区役所に入っても、目的の窓口が分からず、周囲を見渡し、立ち止まっている方を多く見かける。

③課題の背景や現状

市民ロビーを見渡すと、行政目線で場当たりに設置した案内表示や、その近くには所狭しとポスター等の掲示物が貼られ、来庁された市民が必要な案内情報を見分けにくくなっていた。

そのため、令和6年度、区役所内にワーキンググループを設け、施設内点検を行い、ポスター等の掲示物について、掲示に関するルールを作り、昨年12月末までに掲示数を削減して、既存の案内表示の視認性を高めた。

しかし、区役所玄関ほか各所にフロア案内図等を設けているにも関わらず、それに気づかずに、周囲を見渡したり、最寄りの職員等に目的の窓口を尋ねる市民の姿を未だ見かける。

④目指す成果 - 市民にとって何がどう変わるのか(サービスの質や価値、市民の実感) -

区役所に来庁した市民が、容易に案内表示を認識できるように、案内表示の点検、改善を行う。それにより、市民が、目的の窓口まで、迷わず、スムーズに行くことができるようになり、市民が利用しやすい庁舎になる。

⑤令和7年度の実行内容(四半期間隔)

(1)案内表示の点検・改善

案内表示の設置場所(位置)や表示内容が、わかりやすいものになっているかなどの視点から再度点検を行い、問題点を抽出し、わかりやすい案内表示に改善していく。

第1四半期(4~6月)	第2四半期(7~9月)	第3四半期(10~12月)	第4四半期(1~3月)
・案内表示を再度点検	・問題点の抽出	・改善策の検討	・改善策の実施

課題A (1) 市民にとってわかりやすい区役所づくり【政策分野：市民サービス】

⑥進捗状況(令和7年12月時点)

取組内容(1)

6月に、区役所のワーキンググループで、案内表示の点検を行い、気になる問題点を抽出した。その上で、より効果的な改善策を検討するため、11月に、区役所をほとんど利用したことがない区内の高校生に、区役所に手続きにきた市民になってもらい、案内図の認知のしやすさや分かりやすさなどの視点から、意見を求め、現在、改善箇所の特定、改善内容を整理している。

⑦令和7年度の実績(自己評価)、令和8年度の考え(方向性)

【令和7年度の実績(自己評価)】

取組内容(1)

市民(高校生)からの意見で、①案内図等が、人の目線より上にあり気づかない、②同じ内容を案内する表示物が多すぎて、かえって分かりにくい、との指摘を踏まえ、令和8年1月に、庁舎内の案内物を点検した。令和8年3月に、玄関入口の案内図を目線の位置まで下げて掲示し直すとともに、入口正面に氾濫する表示物を整理(撤去)し、1つの表示物に必要な情報を集約した。その後、案内図等で、手続きの場所を確認する市民の姿を見かけるようになった。

【令和8年度の考え(方向性)】

取組内容(1)

案内表示の改善については、R7年度の実績で完了となったが、今後も、分かりやすさを求める市民ニーズが寄せられるものと考えられる。その場合、今回の実績で得られたノウハウ・視点を活かして、日常業務として取り組んでいくため、令和8年度は×方針には掲載しない。

課題A (2) 市民も職員も一目でわかる保育所の申し込みなど申請書類の名称

【政策分野：市民サービス】

①インパクト(政策課題)と緊急度のマトリクス 【インパクト:高】 【緊急度:低】

②課題の内容

区役所で使用する各種申請書類の名称は、法令等に基づいた名称で様式が作成されており、何の手続きをするための書類であるかが分かりにくい。

③課題の背景や現状

手続きに来所した市民は提示された書類を職員に促されるままに記載しており、内容の理解までは十分にできていないと考えられる。また、職員は市民が求める内容にどの書類を使用するのか担当したばかりで慣れていない場合は準備に時間を要する。

さらに今後、電子申請が進められていく場合、わかりやすい表現による申請書の名称を使用することが利便性・効率性の面でも必要となる。

【申請書類名の例】

- ・「教育・保育給付認定申請書兼利用調整申込書（2号・3号認定用）」
→保育所(園)の申し込み
- ・「保育利用先変更申請書兼利用調整申込書」
→保育所転園の申し込み
- ・「子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号用）」
→幼稚園児の時間延長預かり
→認可外保育施設等の無償化手続き

④目指す成果 - 市民にとって何がどう変わるのか(サービスの質や価値、市民の実感) -

今後のDX化に向けて、どのような表記、説明がわかりやすいのか意見を収集していくことで、電子申請のフォーム構築などに役立てていく。これによって電子申請による手続きが申請者(市民)の希望する内容で完了したことが分かり、安心を享受する。

⑤令和7年度の実行内容(四半期間隔)

(1)市民が分かりやすい電子申請用フォームの提案

引き続き市民の意見を収集するとともに、申請書類の内容を分かりやすい言葉で説明し、電子申請のフォームがどのような形であれば操作しやすいかを検討する。そして実際にフロー型式にした案(手続きの流れ)を作成し、システムを所管する部署に提案を行う。なお、電子申請化に移行するまでの間、この作成した資料を活用して、窓口での手続きの際に、市民にわかりやすく説明する。

第1四半期(4~6月)	第2四半期(7~9月)	第3四半期(10~12月)	第4四半期(1~3月)
・市民意見の収集	・市民意見の収集	・表示・表現の検討	・表示・表現案の作成

⑥進捗状況(令和7年12月時点)

取組内容(1)

4月以降も、窓口で手続きにきた市民に、手続きした内容と申請書類の名称が繋がるかなどの意見を収集し、10月から、窓口での市民とのやり取り(対話)を基に、市民に分かりやすい表現を職場内で検討を進めている。今後、職場の案が整理できた段階で、子ども家庭局関係課へ説明、要望を行う予定。

⑦令和7年度の実績(自己評価)、令和8年度の考え(方向性)

【令和7年度の実績(自己評価)】

取組内容(1)

令和8年1月に子ども家庭局関係課に対し、現行のままであれば申請の不備があまりにも多く、その確認や是正に返って手間を取られる結果になることを説明し、申請書類の名称及び電子申請の設問について、フローチャートの案を示し、一般的に分かりやすい表現への言い換えを要望し、今後、電子申請化を行う際は、手続きする市民にとって分かりやすい内容を踏まえたものとする方向性を共有した。また、今回作成したフローチャートを区役所の窓口を設置し、申請手続きの際に活用することとした。

【令和8年度の考え(方向性)】

取組内容(1)

電子申請化の時期は未定だが、令和7年度に、今後の電子申請化の際は市民に分かりやすい申請内容とするという方向性を子ども家庭局関係課と共有した。また、電子申請化までの間については、今回作成したフローチャートを活用して、区役所窓口において市民に分かりやすい申請手続きの案内を継続していく。今後は、日常業務の中で、こうした取組みを続けていくため、令和8年度のX方針には掲載しない。

課題A (3) 障害者手帳、障害福祉サービス等の手続きの郵送申請の促進 【政策分野：市民サービス】

①インパクト(政策課題)と緊急度のマトリクス 【インパクト:高】【緊急度:低】

②課題の内容

・障害福祉サービス更新等の申請手続きは、郵送提出の可能なものがあるが、その利用は少ない。また、申請内容によっては1件当たりの対応時間が長くなることもあり、待ち時間が発生し、利用者の負担になっている。

③課題の背景や現状

・郵送提出が少ない要因の一つとして、申請書が窓口しかないことが挙げられる。
 ・そのような中で、障害福祉サービスの一斉更新については、コロナ禍において申請書を同封して郵送申請を呼びかけ、現在では多くの方の利用が進んでいる（全体の約2/3程度）
 ・しかしながら、他の申請においては依然として窓口に来所される方が多いことから、窓口の混雑などにつながっている。
 ・そのため、比較的添付書類が少なく手続きが容易と考えられる申請手続き（障害者手帳（身体・療育・精神）など）から周知を行い、効果等を検証しながらその他手続きについても順次拡大を図っていくことが望ましい。（精神手帳については現時点で実施可能）
 ・また、障害福祉サービスは多種多様で、申請書、関係書類もサービスごとに異なるため、担当者においても業務に習熟するまでに時間を要する。また、担当者以外でも対応できるよう、区でマニュアルを整備していたが、内容が分かりにくい、更新されていないものがあった。
 ・このため、令和6年度にマニュアルの全面的な改訂を行ったが、今後もさらに効果的・効率的対応できるようマニュアルを検証し、適宜ブラッシュアップを図っていく必要がある。

④目指す成果 - 市民にとって何がどう変わるのか(サービスの質や価値、市民の実感) -

・郵送申請の促進により、市民の負担軽減・利便性が図られる。
 ・窓口業務のマニュアルの充実により、職員対応能力の向上や窓口業務の時間短縮が図られ、市民の待ち時間の短縮につながる。

⑤令和7年度の取組内容(四半期間隔)

(1)障害者手帳の郵送申請の促進

障害者手帳の手続きについて、郵送申請の環境を整えるとともに周知を図り、利用者の拡大を進める。

第1四半期(4~6月)	第2四半期(7~9月)	第3四半期(10~12月)	第4四半期(1~3月)
・本庁担当部署との検討、協議	・手帳の申請書様式のダウンロードサイトへの登録の検討	・窓口で郵送申請を案内する資料作成 ・ダウンロードサイトへの登録	・次回申請案内などでの周知の強化

4 課題

課題A (3) 障害者手帳、障害福祉サービス等の手続きの郵送申請の促進 【政策分野：市民サービス】

(2) マニュアルの見直し、充実

異動等で初めて経験する職員においてもわかりやすい内容となるよう、適宜見直しを行い、制度の変更等の際にはタイムリーに改定していく。

第1四半期(4~6月)	第2四半期(7~9月)	第3四半期(10~12月)	第4四半期(1~3月)
・新マニュアルの活用	・改善が必要な内容を確認、マニュアル改定	・12月の担当者替えの際にマニュアルを活用して引継・確認	・改善が必要な内容を確認、マニュアル改定

⑥ 進捗状況(令和7年12月時点)

取組内容(1)

本庁担当部署(障害福祉企画課)と協議し、市ホームページに身体障害者手帳申請書・療育手帳申請書を11月に登録済み。また、12月から郵送申請を案内する資料を窓口で配布している。

取組内容(2)

11月からマニュアル内容を再度点検し、12月の担当者替え以降、改訂したマニュアルを活用している。

⑦ 令和7年度の実績(自己評価)、令和8年度の考え(方向性)

【令和7年度の実績(自己評価)】

取組内容(1)

- ・身体障害者手帳及び療育手帳の申請書が市ホームページ上に掲載され、新規の問い合わせ等で郵送による申請案内を行っている。
- ・更新案内が送付される障害者手帳については、更新手続きが郵送可である旨案内を行っている。また、更新案内が送付されない障害者手帳については受け取り時に次回更新時には郵送申請も可能である旨の案内用紙を渡すようにしている。
- ・これにより、郵送による申請が徐々に進んでいる。

取組内容(2)

・マニュアルの確認・改訂が完了し、引継や窓口対応に活用している。職員から申請の受付手順が分かりやすくなったなどの声も出ており、業務に関する習熟度が向上してきている。

【令和8年度の考え(方向性)】

取組内容(1)

・令和7年度に、障害者手帳の郵送申請ができる環境整備を行い、市民に郵送手続きを案内することで、少しずつ利用者が出始めている。そのため、今後は日常業務として利用促進に向けた取組を継続していくこととし、令和8年度はX方針には掲載しない(他の申請手続きについても、今回の取組を参考にして、日常業務の中で取り組んでいく)。

取組内容(2)

・令和7年度に、マニュアルの見直し・充実を行い、職員の業務に関する習熟度が向上している。今後も日常業務として見直し等を継続していくため、令和8年度はX方針には掲載しない。

課題A (4) 窓口サービスの持続可能な提供体制の維持【政策分野：市民サービス】

①インパクト(政策課題)と緊急度のマトリクス 【インパクト:高】【緊急度:低】

②課題の内容

若松区役所・島郷出張所は、職員の年齢構成が偏っており、今後の円滑な窓口の運営体制の維持に向けて改善が必要。

③課題の背景や現状

窓口サービスの提供にあたっては、対応マニュアルだけでなく、職員の業務経験の積み重ねや「ベテラン→中堅→若手」へのオン・ジョブ・トレーニングによる引継が必要である。

そのため、職員の年齢構成は、バランスが取れていることが望ましいが、若松区では50歳代以上に偏った構成(市全体34%<若松区55%)になっている。

中には、50歳代で初めて窓口業務を経験する人もいて、円滑なサービス提供体制の維持に支障が出始めており、令和6年度、来年度の職員の人事異動の中で、40歳代以下の職員の配置を増やすための要求を行った結果、若松区役所の令和7年4月の50歳代以上の割合は53%と微減(前年度比▲2%)だった。また、50歳代が多くを占める係については、一部の係で、50歳代の人数が微減したが、多くは変動しなかった。

なお、職員の人事異動は、個々の職員の異動周期(サイクル)や職場の異動に関する計画も関係してくることから、単年度では改善できない状況がある。

④目指す成果 - 市民にとって何がどう変わるのか(サービスの質や価値、市民の実感) -

若松区役所・島郷出張所の各職場において、職員の年齢構成を適切なものに編成していき、窓口サービスの提供体制を維持していく。合わせて、職場等における研修体制を充実して、区役所経験の少ない職員の業務知識の習得を促進する。

それにより、職員が若い頃から、業務経験を重ねるなど、業務内容への習熟が深まることで、良好な窓口サービスの提供につながり、市民が窓口利用時に満足感を実感できるようになる。

⑤令和7年度の実施内容(四半期間隔)

(1)年齢構成の偏りの改善

各職場の業務内容、特性、DX化の進展等を踏まえ、それぞれに適した年齢編成を検討する。その上で、個々の職員の異動周期、職場の異動に関する計画を踏まえ、令和8年度に向けた異動協議において要求を行う。

第1四半期(4~6月)	第2四半期(7~9月)	第3四半期(10~12月)	第4四半期(1~3月)
・各職場において年齢構成を検討	・総務企画課との協議	・異動協議資料の作成	・人事担当課との協議

4 課題

課題A（4）窓口サービスの持続可能な提供体制の維持【政策分野：市民サービス】

(2)職場等における研修体制の充実等

従来からの職場のオン・ジョブ・トレーニングに加え、新たに、若松区役所転入者を対象とした研修や、事務改善会議等を活用した職場研修を実施するとともに、ジョブ・ローテーションも多用する。

第1四半期（4～6月）	第2四半期（7～9月）	第3四半期（10～12月）	第4四半期（1～3月）
・転入者研修の実施	←	各職場において研修等	→

⑥進捗状況(令和7年12月時点)

取組内容(1)

各職場において、適した年齢構成を検討し、9月に総務企画課と協議を行い、区役所全体として、50歳代以上の割合の目標値を48%とした。来年度の異動協議資料に年齢条件を明記し、12月から人事課との協議を始めた。

取組内容(2)

5月に転入者研修を行い、その後、職場単位で研修を行った。また、窓口の来庁者が多い職場や業務の種類が多い職場においては、短期間のジョブ・ローテーションを行い、業務知識の習得に努めている。

⑦令和7年度の実績(自己評価)、令和8年度の考え(方向性)

【令和7年度の実績(自己評価)】

取組内容(1)

職員の年齢構成の目標値を定め、令和7年12月以降、人事課との職員の人事異動調整の中で協議を続けた。令和8年4月の職員異動後に、令和8年度の年齢構成の状況を確認する予定。

取組内容(2)

令和7年5月に、区役所への転入者研修を行い、その後、職場単位で研修を行った。また、窓口の来庁者が多い職場や業務の種類が多い職場においては、短期間のジョブ・ローテーションを行い、業務知識の習得に努めている。

【令和8年度の考え(方向性)】

取組内容(1)

適切な年齢構成への編成は、毎年の職員の人事異動に合わせて行うため、目標値の達成には複数年を要する。しかし、目標を定め、取組手法も定まったことから、今後は、例年の日常業務として取り組んでいくため、令和8年度は×方針には掲載しない。

取組内容(2)

R7年度に、取組内容を定め、業務知識の習得に向けた取組を行った。今後は、日常業務として、継続的に取り組んでいくため、令和8年度は×方針には掲載しない。

4 課題

課題B (1) 持続可能な「地域ケア研究会」の取組【政策分野：まちづくり】

①インパクト(政策課題)と緊急度のマトリクス 【インパクト:高】【緊急度:低】

②課題の内容

・「若松あんしんネットワーク」では、「地域ケア研究会」を毎月開催しており、三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）、子育てを考える会、行政が企画した講演会を中心とした開催内容になっているが、コロナ禍を経て参加者は減少、固定化の傾向にある。

③課題の背景や現状

・「地域ケア研究会」は、若松区独自の取組みで、保健・医療・福祉・教育・地域の関係者が集まり、様々な事例を通して問題点の課題の共有と解決に向けた模索を行い、実務者の質の向上、関係者間のネットワークの充実強化、関連情報の共有を図ることとする。
・平成6年9月に発足し、以来30年以上（340回以上開催）にわたり継続しており、活発な意見交換により、様々な高齢者の課題の解決につなげてきた。
・その後、介護保険制度の整備・普及に伴い、現在は、三師会、子育てを考える会、行政が分担して実施する様々な分野の講師招聘による講義形式となっているが、コロナ禍での一時休止や、専門的な内容になると参加者の理解が追いつかないなどにより、参加者の減少、固定化にも影響しているものと考えられる。

④目指す成果 - 市民にとって何がどう変わるのか(サービスの質や価値、市民の実感) -

・地域を支える関係者のネットワークの強化や質の向上を図る。
・地域で様々な問題や課題を抱えている方への支援が充実し、市民が地域で安心して暮らしていくことが実感できるようになる。

⑤令和7年度の取組内容(四半期間隔)

(1)関係者のニーズの把握

開催方法や希望するテーマ等について関係者等から意見を聴取し、効果的な開催方法等について検討を進める。

第1四半期(4~6月)	第2四半期(7~9月)	第3四半期(10~12月)	第4四半期(1~3月)
・関係者へのアンケート調査の検討	・医師会等関係者との協議	・アンケートの実施	・次年度以降の開催方法やテーマの検討

課題B (1) 持続可能な「地域ケア研究会」の取組【政策分野：まちづくり】

⑥進捗状況(令和7年12月時点)

取組内容(1)

当課でアンケート(案)を作成し、10月からあんしんネットワークの構成員である三師会(医師会・歯科医師会・薬剤師会)をはじめとする関係者へのアンケート実施の趣旨説明、意見聴取を経てアンケート内容を確定。

11月にアンケートを電子申請サービス(Graffer)上に公開。また、関係団体等への周知は、あんしんネットワークのホームページに掲載するとともに、電子メール・FAX・郵送・各種会議等での配布を行い、アンケート調査を開始した。(回答期限:令和8年1月末予定)

⑦令和7年度の取組み結果(自己評価)、令和8年度の考え(方向性)

【令和7年度の取組み結果(自己評価)】

取組内容(1)

令和7年11月18日から令和8年1月31日にかけて、地域ケア研究会に関するアンケートを実施し、医療・介護関係者や地域関係者、一般市民等260名から回答が得られた。

アンケートの結果、地域ケア研究会の認知状況、取り扱うテーマ、開催時間や開催頻度に関するニーズを把握することができ、区としての対応策についても検討を行った。

アンケート結果については、若松あんしんネットワークの総会で概要の報告を行ったところであり、また、関係者へも順次報告する。

【令和8年度の考え(方向性)】

取組内容(1)

今後の研究会の効果的な開催に向けて、アンケート結果を参考にしながら、「研究会の認知度の向上」、「関心の高いテーマの設定」、「開催時間・頻度」などについて、関係者とともに検討、実施していく。

4 課題

課題C (1) 若松北海岸の観光地化【政策分野：まちづくり】

①インパクト(政策課題)と緊急度のマトリクス 【インパクト:高】【緊急度:高】

②課題の内容

- ・ 若松北海岸の観光地化には、地元事業者同士が連携して、にぎわいづくりに取り組む必要がある。
- ・ 一方で市には、観光客を受け入れるための駐車場、トイレ等の基盤整備及びホテル誘致等の環境整備について検討を進める必要がある。
- ・ 若松北海岸の観光地化を成功するためには、地元事業者と市がそれぞれの役割を果たしながら協力し合う必要があり、地域全体の活性化に繋げたい。

③課題の背景や現状

- ・ 若松北海岸には、夕日の名所である「遠見ヶ鼻」など、優れた自然景観や「若松潮風キャベツ」、「若松水切りトマト」などの魅力的な食などがあり、観光地としての高いポテンシャルを有している。
- ・ しかしながら、観光地としての認知度の低さ、公共交通機関の少なさ、駐車場やコンビニ等もない状況にある。
- ・ また、観光客が集まることに對し地元からは路上駐車、ゴミやトイレなどの環境悪化を懸念する声もある。
- ・ 一方で、これまで課題であった市街化調整区域での開発を可能とするため、観光推進計画の策定(令和6年2月)及び開発許可制度の改定(令和6年8月)が行われた。

④目指す成果 - 市民にとって何がどう変わるのか(サービスの質や価値、市民の実感) -

- ・ 観光地化によって、地域経済の活性化や地域が観光地として認知されることで、市民の地域に対する誇りや愛着が高まることが期待できる。

⑤令和7年度 of 取組内容(四半期間隔)

(1) 観光地化に必要な施設整備等の検討

- ・ 駐車場整備について、土地所有者の意向確認及び駐車場の規模、必要となる設備、周辺環境の確認等、実施に向けた基本計画を作成

第1四半期(4~6月)	第2四半期(7~9月)	第3四半期(10~12月)	第4四半期(1~3月)
・基本計画検討	・基本計画策定	・関係部署と協議、調整	・関係部署と協議、調整

⑤令和7年度 of 取組内容(四半期間隔)

(2) 若松北海岸の認知度向上に向けたイベントの開催(地元事業者によるにぎわいづくり)

- ・ 区内外から多くの来訪者が訪れるよう、イベント開催時期、有効な広報PRを検討する。

第1四半期(4~6月)	第2四半期(7~9月)	第3四半期(10~12月)	第4四半期(1~3月)
・内容、広報活動の検討	・広報活動	・イベント実施	・アンケート等によるフォローアップ

課題C (1) 若松北海岸の観光地化【政策分野：まちづくり】

⑥進捗状況(令和7年12月時点)

取組内容(1)

土地所有者との協議を実施し、これと並行して基本計画(駐車場の規模・設備等)の策定を進め、現在、関係部署と協議中である。

バナーフラッグによる演出については、早期に実施した場合、十分に効果を得られないおそれがあるため、認知度が向上し観光地化が一定程度進展した段階で検討を開始する。

取組内容(2)

若松北海岸の魅力を広く発信するため、地元の施設や事業者と連携してスタンプラリーを実施した。より多くの方に参加していただけるよう、広報範囲を拡げ、周知期間も7月から3か月間と十分に確保した。

また、来訪者がゆっくりと若松北海岸の魅力を楽しめるよう、周遊に適した時期を踏まえ、10月から約2か月間実施した。

⑦令和7年度の取組み結果(自己評価)、令和8年度の考え(方向性)

【令和7年度の取組み結果(自己評価)】

取組内容(1)

関係部署との協議を進め、駐車場の規模や設備等に関する基本計画を策定した。また、土地所有者との協議についても継続して実施しており、事業化に向けた検討を進めている。

取組内容(2)

実施したスタンプラリーについては、アンケート結果を集計し、参加者の年齢層や居住地域などの属性分析を行うとともに、来訪のきっかけや改善点の把握に努め、令和7年度は概ね予定どおり事業を遂行した。

その結果、市外参加者については、隣接自治体からの来訪者はチラシを、福岡市や県外など本市と隣接していない地域からの参加者はSNSをきっかけとする傾向が見られた。また、観光地化に向けては、観光スポットの充実やイベント開催、SNSによる広報強化など、改善に向けた意見が寄せられた。

一方、令和6年度から開始し、今回で2回目の開催となる中で、市内在住者への周知は一定程度達成できたものとする。

【令和8年度の考え(方向性)】

取組内容(1)

駐車場の供用開始に向け、関係部署及び土地所有者との協議を引き続き行うとともに、策定した基本計画に基づき、測量業務等の必要な手続を着実に進める。

取組内容(2)

令和7年度のアンケート結果を踏まえ、市外の中でも周辺自治体住民を主なターゲットとして観光客誘致の強化を図る。

このため、SNSの積極的な活用及びチラシ配布範囲の拡大により広報の充実を図るとともに、地元事業者と連携し、若松北海岸の認知度向上に向けた観光スポットの充実等を進める。例えば、来訪者ニーズを踏まえ、子ども連れなどターゲットに応じた情報発信の工夫や、現地における視認性の高い案内表示の設置など、情報発信と現地案内の両面から強化を図る。

4 課題

課題C (2) 市民センターの運営の在り方の検討・見直し【政策分野：まちづくり】

①インパクト(政策課題)と緊急度のマトリクス 【インパクト:高】【緊急度:低】

②課題の内容

市民センターの運営は、市が各校区・地区のまちづくり協議会に委託しているが、まちづくり協議会を構成する地域団体の活動の担い手不足やセンターの稼働率の低さなどが課題となっている。

③課題の背景や現状

市民センターは地域活動の拠点として、設置から30年近くが経過している。全市的な高齢化の進展、自治会加入率の低下、施設の老朽化など、現在の市民センターを取り巻く状況を踏まえて、今後の在り方の検討が必要な時期に来ている。

④目指す成果 - 市民にとって何がどう変わるのか(サービスの質や価値、市民の実感) -

自治会加入促進、脱会防止の支援など、地域団体の活力の維持を図りながら、区内の市民センターにおける現在の運営にかかる課題を洗い出し、今年度策定される予定の「地域コミュニティビジョン」の方向性とのすり合わせや各区との情報共有を図りながら、市民センターを、若者世代から高齢者世代までの多世代が気軽に利用し、交流できる地域のハブ施設となるよう、運営の在り方の検討・見直しにつなげていく。

⑤令和7年度の実施内容(四半期間隔)

(1)まちづくり協議会会長連絡会の開催

これまで年1回のみでの開催であった連絡会を年4回程度開催し、各校区まちづくり協議会の課題などの洗い出しや、取り組みの好事例などを共有し、課題解決に向けての議論を行う。

第1四半期(4~6月)	第2四半期(7~9月)	第3四半期(10~12月)	第4四半期(1~3月)
・第1回開催 各まち協の取組紹介 及び課題検討①	・第2回開催 各まち協の取組紹介 及び課題検討②	・第3回開催 課題取りまとめ 課題解決策協議	・第4回開催 R7年度取組総括 R8年度取組決定

課題C (2) 市民センターの運営の在り方の検討・見直し【政策分野：まちづくり】

(2)まちづくり協議会会長・市民センター館長合同研修会の開催

今後のまちづくりや人材育成をテーマとした研修会を開催することにより、持続可能な市民センターの運営についての認識を共有する。

第1四半期(4~6月)	第2四半期(7~9月)	第3四半期(10~12月)	第4四半期(1~3月)
	第1回開催	第2回開催	

(3)多世代交流型講座の検討、実施

都市ブランド創造局のモデル事業として、市民センター1ヶ所において、多世代で1チームを編成し、10チーム程度が参加するeスポーツ体験事業を開催することとしている。本事業を検証した上で、各市民センターに情報共有を図り、多世代が交流し、にぎわいのある市民センターとなるよう多世代交流型講座を検討し、実施可能なものから順次、講座として実施する。

第1四半期(4~6月)	第2四半期(7~9月)	第3四半期(10~12月)	第4四半期(1~3月)
	モデル事業の実施	モデル事業の検証	多世代交流型講座内容の検討、実施

⑥進捗状況(令和7年12月時点)

取組内容(1)

第1回を6月24日に実施。各会長より、地域の上手くいったこと・困っていることを発表していただき、意見交換を通じて共有を深めた。第2回を9月19日に実施。まち協会長から、多くの要望があり、取組内容(2)の研修会と合同実施。まち協会長と市民センター館長との間で、相互の一層の連携に向けて、活発な意見交換がなされた(第4回も合同実施を予定)。第3回は予定期間内で日程調整が付かず、1月23日実施予定となったが、第4回を2月20日に実施予定としており、残りの2回において、課題の取りまとめ、課題解決策の協議、総括をしていく予定。

取組内容(2)

まち協会長からの要望を受け、第1回を9月19日に取組内容(1)の連絡会と同時実施。市民センターを中心とした生涯学習について研修を実施。生涯学習・社会教育の原点である公民館の歴史等を学ぶ契機となった。第2回も同連絡会と同時開催とするため、2月20日に実施予定。

取組内容(3)

モデル事業を9月7日に実施。若松区代表の1チームが選出され、11月16日のポップカルチャーフェスティバルに出場。モデル事業には定員を超える多くの応募があり、当日は多世代が市民センターに集まり、大いににぎわった。多世代が関心を持つ講座、イベント等を企画することで、市民センターにも多くの市民を集めることができることが分かった。

課題C (2) 市民センターの運営の在り方の検討・見直し【政策分野：まちづくり】

⑦令和7年度の取組み結果(自己評価)、令和8年度の考え(方向性)

【令和7年度の取組み結果(自己評価)】

取組内容(1)

まちづくり協議会会長連絡会を計画通り計4回(6/24、9/19、1/23、2/20)実施済。
会議の中では、役員の高齢化、担い手不足、市民センター館長の役割の明確化などの課題が挙げられ、それぞれの地域での取組内容について情報共有を行った。

取組内容(2)

まちづくり協議会会長・市民センター館長合同研修会を計画通り計2回(9/19、2/20)実施済。
市民センターを中心とした生涯学習や地域の現状や課題、人材確保・育成、館長との連携をテーマとした研修会を開催し、グループワークを行うなど、活発な意見交換がなされ、課題の共有や役割の理解を図った。

取組内容(3)

モデル事業を9月7日に実施済。若松区代表の1チームが、11月16日のポップカルチャーフェスティバルに出場。モデル事業当日は多世代が市民センターに集まり、大いににぎわった。多世代が関心を持つ講座、イベント等は市民センターに多くの市民を集め、交流を深めることに有効であることが分かった。

【令和8年度の考え(方向性)】

取組内容(1)・取組内容(2)

若松区では、令和7年度に初めて開催された「北九州C-1グランプリ」における区代表館長の選出に向け、全館長が多世代交流や担い手不足などの地域課題解決のための新たなアイデアの提案を行っており、まちづくり協議会と連携を図りながら、それぞれの地域で、可能なものから順次取り組んでいく。取組内容については、まちづくり協議会会長連絡会やまち協会長・館長合同研修会を開催し、取組についての情報共有や効果検証などの意見交換を図っていく。

また、まち協会長より、市民センター、まちづくり協議会発足から30年以上が経過し、市民センターの活性化が必要との意見が出ており、上記会合において関係部署を交えて議論を行う予定。

取組内容(3)

モデル事業を実施した結果、多世代交流型講座やイベントは、若者世代をセンターに取り込み、にぎわいづくりに有効であることが実証されたため、令和8年度は、うたのまち北九州の取組として、市民センター対抗の歌合戦を実施する予定。